

## 社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会令和元年度第2回評議員会 議事録

下記のとおり、社会福祉法第45条の9第10項の準用による一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第194条の規定に基づき、評議員会の決議があったものとみなされたので、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容  
議案第1号 理事の辞任に伴う後任者の選任について
  - ・区福祉部長の異動に伴い、後任の福祉部長を後任の理事として推薦、選任すること議案第2号 平成31年度 社会福祉事業会計資金収支補正予算について
  - ・社会福祉事業会計資金収支補正予算の内容を承認すること議案第3号 平成31年度 公益事業会計資金収支補正予算について
  - ・公益事業会計資金収支補正予算の内容を承認すること議案第4号 令和2年度事業計画並びに各会計資金収支予算書について
  - ・事業計画並びに各会計資金収支予算書の内容を承認すること※詳細は別添資料のとおり

- 2 決議事項を提案した者の氏名  
代表理事（理事長）秋山 精一

- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日  
令和2年3月25日

- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  
代表理事（理事長）秋山 精一

令和2年3月25日

社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会

議事録作成者 代表理事（理事長）秋山 精一 ㊟

---

参考) 社会福祉法施行規則第2条15の規定で定められている、評議員会の決議の省略を行った際の議事録記載事項は以下の通り。

【施行規則】（評議員会の議事録）第 2 条の 154 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- 一 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合次に掲げる事項
- イ 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ロ イの事項の提案をした者の氏名
- ハ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名